

暴風・地震・その他自然災害時及び公共交通機関運休時における授業の取扱いについて

1. 暴風時の授業措置

- ① 「暴風警報」が、※気象庁の定める天気予報区による岐阜県美濃地方のうち「岐阜・西濃」及び「中濃」並びに愛知県西部のうち「尾張西部」及び「尾張東部」のいずれかに発令され、午前7時までに解除されない場合は、終日休講とします。なお、授業開始後に暴風警報が発令された場合は、その状況により休講とすることがあります。
- ② 暴風警報の対象が①の地域以外の場合は、平常どおり授業を行います。暴風警報発令地域に居住する者でやむを得ず欠席した者は、すみやかに欠席届を提出してください。
- ③ ①及び②の取扱いは、試験期間中についても同様です。

※対象市町村は別表のとおり

【対象市町村一覧（別表）】

(1) 岐阜県美濃地方

- | |
|---|
| <p>① 岐阜・西濃
岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町</p> <p>② 中濃
関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町</p> |
|---|

(2) 愛知県西部

- | |
|---|
| <p>① 尾張西部
一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村</p> <p>② 尾張東部
名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町</p> |
|---|

2. 地震・その他自然災害時の授業措置

地震・その他自然災害の場合において、授業を実施することが困難であると予想される場合は、その取扱いについて、別途指示します。

3. 公共交通機関運休時の授業措置

- ① JR 東海道本線（名古屋～大垣間）の運行が自然災害又は計画運休およびストライキにより全線停止され、午前7時までに解除されない場合は第1・2時限を休講とし、午前10時を経過してもなお解除されない場合は終日休講とします。

- ② ①以外の公共交通機関が運行を停止した場合は、平常どおり授業を行います。当該公共交通機関を利用する学生がやむを得ず欠席した者は、すみやかに欠席届を提出してください。
なお、当該公共交通機関から証明書等の発行を受け、欠席届とともに提出してください。
- ③ ①及び②の取扱いは、試験期間中についても同様です。

本件について、不明な点がある場合は、以下へお尋ねください。

法学部 学事二課（電話）058-329-1079

経営学部 学事二課（電話）058-329-1077

保健医療学部（健康スポーツ科学科）学事二課（電話）058-329-1176 又は 1178

保健医療学部（看護学科）学事一課（電話）058-329-1192

保健医療学部（救急救命学科）学事一課（電話）058-329-1368

歯学部 歯学部事務課（電話）058-329-1072

以上